

**能登半島地震被害に関する  
組合運営Q & A**

**令和 6年 3月**

**全国中小企業団体中央会**

# 内容

1. 震災の影響による総（代）会の開催の有無について ..... 1
2. 総（代）会開催通知の送付が困難な場合について ..... 1
3. 総（代）会開催延期の手続きについて ..... 2
4. W e b会議システムを使った組合総会の開催について ..... 3
5. 法律又は定款で定める定数を欠いた場合の対応について ..... 3
6. 被災した組合の共同施設の決算関係書類への反映について ... 4
7. 特別賦課金による見舞金支出の税務上の取扱いについて ..... 5

## (※) 略称

中小企業等協同組合法の略称は「中協法」とする。

中小企業団体の組織に関する法律の略称は「中団法」とする。

本資料は中小企業庁経営支援課に確認の下、作成したものである。

## 1. 震災の影響による総（代）会の開催の有無について

問 被災により決算関係書類の作成等が困難になったため、通常総会（代）の開催の見通しが立たず、どのように対応したらよいか。

答 定款に「通常総（代）会は毎事業年度終了後〇月以内に、理事会の議決を経て、理事長が招集する。」こととなっている組合が、このたびの震災の影響により、定款に定める期間内に通常総（代）会を開催することができない状況が生じている場合には、そのような状況が解消され、開催が可能となった時点で通常総（代）会を開催することによい。

組合は、被災状況を把握し、決算業務や監査日程などのスケジュールを踏まえ、総（代）会の開催時期を決定していくこととなる。

なお、令和6年1月に発生した能登半島地震の被害の影響により、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律85号）に基づき、「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令5号）が令和6年1月11日に公布・施行され、免責期限が設定されたため、決算関係書類の届出（中協法第105条の2）等、中協法・中団法の組合に係る所管行政庁への各種提出期限に関しても令和6年4月30日まで延長が認められている。

また、免責期限の令和6年4月30日後においてもなお提出することができない場合には、中協法施行規則第187条第3項の規定により、あらかじめ「行政庁の承認」を受けてさらに提出期限を延期することが認められている。

## 2. 総（代）会開催通知の送付が困難な場合について

問 被災地の組合が総（代）会を開催する場合、組合員に対する書面での開催通知を行うことが困難である。どうしたらよいか。

答 総（代）会の成立上必要があれば、書面による組合員への通知は、所在地住所への送付や避難所で手渡しするなどの対応が求められる。

また、組合員名簿の記載住所に所在していないことが明らかであり、かつ避難して行方のわからない、または連絡の取れない組合員（総代）にあっては、組合員名簿に記載されている住所に招集通知を送付すれば足り、通知が実際に届かなかつたとしてもやむを得ないものと解される。

なお、その際には組合のホームページ、広報誌、掲示板なども活用して総（代）会の開催について周知するとともに、総（代）会の議事録に招集通知を発することができなかった人数やその理由などについて記載することが望まれる。

なお、組合の定款や規約に電磁的方法による総会招集通知に関する定めがある組合では組合員名簿に登録されたメールアドレス宛に招集通知を送信することができる。但し、組合員に提供すべき決算関係書類等も電磁的方法による提供が求められる点に留意。

### 3. 総（代）会開催延期の手続きについて

問 被災後の復旧が進んでいないため、総（代）会の開催月を延期したい。どのような手続きが必要か。

答 総（代）会の開催月を延期する場合、その手続きについて中協法上の定めは特にないが、理事会の決定が必要と解する（中協法第 36 条の 5 第 3 項、第 49 条第 2 項）。この場合、延期すること及びその理由（可能であればおおむねの開催時期も記載）を組合の掲示板に掲示する、広報誌などに掲載する、組合員（総代）に通知するなど可能な方法で知らせることが望まれる。

なお、延期をした総（代）会の開催は、定款の手続きに従って、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載し、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書とともに招集通知を発することになる。

開催延期を決定する理事会の開催が困難な場合、定款において理事会決議の省略に関して定めている組合は、いわゆる「みなし理事会」を実施することができる。

（定款規定例）＊監事の監査権限定組合のケース

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

この方法を採用する場合は以下の流れで進めることが必要となる。

- ① 理事の 1 人から全ての理事に向けて理事会の決議の目的である事項について提案を行う（提案書を発信）  
↓
- ② 提案理事以外の全ての理事から理事会の決議の目的である事項についての同意を書面で受け付ける（同意書の返信）  
↓
- ③ 全員の同意が得られた時点で理事会決議があったとみなされる  
↓
- ④ 理事会議事録を作成する（中協法施行規則第 66 条第 4 項記載事項）

<留意事項>

- 必ず理事全員が全ての提案事項に対して同意する必要がある、1 人でも提案事項に対する異議の意思表示があった場合、有効な理事会決議があったとはみなされず、理事会を開催する必要がある。
- 上記の定款規定例のように「電磁的記録により同意の意思表示」との定めがある組合は、電子メール等での記録が残る媒体での同意の意思表示も可能。
- 多くの組合の監事は監査範囲が会計監査に限定されている（上記定款規定は監査権限定組合の場合）。一方、業務監査権限が付与されている監事がいる組合では、監事に決議の目的である事項の提案と同意を求める必要がある（監事から異議が出た場合はみなし理事会は認められない）。

#### 4. Web会議システムを使った組合総会の開催について

問 組合員の多くが移動困難で総会のために参集することが難しい。Web会議システムを利用して総会を開催することができるか。

答 総会に組合員が参集して総会を開催することが難しい場合、定款で総会開催の方法として、“「場所」を定めない総会”の定めがある組合は、全員がWeb会議システム上で出席する総会、いわゆる「バーチャルオンリー型組合総会」を開催することができる。

一方、定款に“「場所」を定めない総会”の規定がない組合でも、「ハイブリッド型バーチャル総会」（「場所」を定めたいうでリアル出席とバーチャル出席を併用する総会形態）を開催することができるため、一部のリアル出席が可能な組合員が参集できる場所を決めて、リアル出席が難しい組合員向けにWeb会議システムを利用して行えばよい。

Web会議システムを利用して開催する場合には、総会の開催形態等を理事会において決定し、アクセス方法に関する情報や留意事項等を記載した総会の招集通知の発出、組合員に提供すべき書類等の提供を行うこととなる。

なお、総会運営にあたり、受付（本人確認）、稼働状況の確認、議長の選任、議事の運営（議決権の行使）、通信障害発生時の対応、役員を選出（選挙権の行使等）等、リアル出席のみの総会とは異なる留意点が多くあるため、詳細は「新しい総会制度導入ガイド」（全国中小企業団体中央会）を参照のこと。

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/manuals/installationguide/>

#### 5. 法律又は定款で定める定数を欠いた場合の対応について

問 被災によって、法律又は定款で定める定数を下回ることとなった。どのように対応すればよいか。

答 弾力的な運用は講じられていないことから、法律又は定款の定めに基づく対応が求められる。

##### （1）役員の定数を欠いた場合

定数の3分の1を超える役員が欠けたとき（理事の全員が欠けた場合も含む）は、3ヶ月以内の補充が法律で義務づけられている（中協法第35条第7項）ため、臨時総（代）会等を開催し、定数を満たす必要がある。

役員が欠員が定数の3分の1未満の場合、臨時総（代）会等において補充を行うことが現実的な対応であると考えられる。

##### （2）総代の定数を欠いた場合

総代の補充選挙を行う必要がある。それも不可能な場合には、総代会が構成できないことになるため、総会を開くことになる（中協法第55条）。

また、組合員が200人以下となった場合や総代の任期が切れた場合も同様に総代会を開催できない状況にあることから、総会を開くことになる（中協法第55条）。

## 6. 被災した組合の共同施設の決算関係書類への反映について

問 震災により組合の会館等が被災した場合には、決算関係書類にどのように反映させればよいか。

答 決算関係書類については、震災前に決算日を迎えていた場合と震災後に決算日を迎えた場合によって対応が異なる。

### (1) 震災前に既に決算日を迎えていた場合

組合の会館や共同施設が被害を受けたことにより、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす事象が生じている場合には、「開示後発事象」(※会計用語で発生した事象が翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、財務諸表に注記をすべき事象であり、重要な事象については財務諸表等において開示が必要となる。)の注記を行う。

開示する事項は、①震災により重大な損害が発生している旨、②被害の状況、③損害額(不明な場合はその旨注記)、④復旧の見通し(不明な場合はその旨注記)、⑤当該災害が事業活動等に及ぼす重要な影響、⑥その他重要な事項がある場合にはその内容となる。

なお、今後の財政状態及び経営成績に対する影響額を見積ることができない場合には、その旨を記載することになる。

---

#### (注記例)

令和〇年〇月〇日に発生した〇〇震災により、組合会館及び倉庫(共同施設)が被害を受けました。

また、〇〇の供給不足と〇〇事故の影響により〇〇品の生産制限や風評被害を受けております。

被害を受けた組合施設の復旧の見通しについては現時点では未確定です。(〇月頃の事業再開を目標に復旧作業を進めています。)

この災害・事故による損害額は現時点では未確定であり、翌事業年度の財政状態及び事業に与える影響額の算定は困難ですが、事業収益の減少とともに復旧等に係る費用等の発生が見込まれます。

(この災害による損害額は軽微ですが、事故による損害額は現時点では未確定であり、翌事業年度の財政状態及び事業運営に与える影響額の算定は困難です。また、事業収益の減少とともに復旧等に係る費用等の発生が見込まれます。)

(この災害・事故による損害額は現在算定中ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇に係る費用等で約〇〇百万円程度と見積っています。)

---

また、監事の監査報告書にも追記情報の記載が必要となる。

---

#### (追記情報例)

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、組合は令和〇年〇月〇日に発生した〇〇震災により甚大な被害を受けた。

---

(2) 震災後に決算日を迎えた場合

原則として震災による損失は、年度決算の財務諸表に反映する必要がある。

災害損失には以下のようなものが考えられ、原則として特別損失として計上することになる。

一方で、公認会計士協会は、会計上の見積りの合理性の判断につき「ある程度の概算による会計処理も合理的な見積りの範囲内にあるものと判断できる場合もあると考えられる。」との考え方を示しており、具体的にどの程度の概算が認められるかについては、今後の動向を見極めつつ、個別の組合ごとに判断していくこととなる。

- ① 固定資産や棚卸資産の滅失損失
- ② 災害により損壊した資産の点検費、撤去費用等
- ③ 災害資産の原状回復に要する費用、価値の減少を防止するための費用等
- ④ 災害による共同施設等の移転費用
- ⑤ 災害による操業・事業休止期間中の固定費
- ⑥ 被災した取引先に対する見舞金、復旧支援費用
- ⑦ 被災した組合事務局役職員に対する見舞金、ホテルの宿泊代等の復旧支援費用

## 7. 特別賦課金による見舞金支出の税務上の取扱いについて

問 全国を地区とする連合会が被災地の会員組合を支援するため、特別賦課金を徴収して見舞金を支出したが、税務上の取扱いはどうなるのか。

答 全国組合の連合会が傘下の被災地県の組合員に対する見舞金に充てるため、特別賦課金を負担する組合員が加入する県組合と被災した組合員が属する組合との事業関連性などからみて、組合員の相互扶助を目的として実施する分担金であれば、災害見舞分担金に係る必要経費算入の取扱い（所基通 37-9 の 6、法基通 9-7-15 の 4）と同様に取り扱われることになる。

法人税基本通達 9-7-15 の 4

（災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等）

法人が、その所属する協会、連盟その他の同業団体等（以下 9-7-15 の 4 において「同業団体等」という。）の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等（災害の発生を機に新たに定めたものを含む。）に基づき合理的な基準に従って当該災害発生後に当該同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は、9-7-15 の 3 の取扱いにかかわらず、その支出した日に属する事業年度の損金の額に算入する。

基本通達にあるように、①「規約」があること、②「合理的な基準に従って賦課されていること」が要件となる。